

日本精神分析的心理療法フォーラム会則

第1章 総則

第1条 本会は日本精神分析的心理療法フォーラム（欧文：The Japanese Forum for Psychoanalytic Psychotherapy）と称する。

第2条 本会は、精神分析的心理療法の研究と実践に関する議論を促進し、我が国における精神分析的心理療法の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1、年1回の日本精神分析的心理療法フォーラムの開催。
- 2、年報、ニュースレターなどの発行。
- 3、その他、本会の目的に必要な事業。

第2章 会員

第4条 会員は、臨床心理、教育、福祉、医療などの分野において精神分析的心理療法を実践している、もしくはその実践に関心のある専門家もしくは大学院生で、本会の設立趣旨と目的に賛同して入会を申し込み、理事会の承認を得た後、入会金3,000円を納入した個人とする。

第5条 会員は会費を負担し、その年額は、5,000円とする。

第6条 会員は会費納入を怠った場合、会員としての取り扱いを受けられないことがある。また、2年以上会費の納入を怠った者は、会員としての資格を失うものとする。

第7条 会員が本会の目的に反して倫理的に不適當な行為があった場合、あるいは本会の会則等に違反するなど本会にとって不都合な行為をした場合には、理事会の議を経て会長が除名することができる。なお、当該会員は理事会決定の前に弁明する機会を与えられる。

第8条 会員に関する細目については、別に定める。

第3章 組織及び運営

第9条 本会に以下の役員を置く。

- 1、会長1名
- 2、理事20名以内
- 3、監査2名

第10条 役員の仕事は、以下の通りとする。

- 1、会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2、理事は理事会を組織し、本会の運営に当たる。
- 3、監査は会計を監査する。

第11条 役員を選出は、以下の通りとする。

- 1、理事は、別に定めるところにより、会員により選出される。
- 2、理事に新加入を希望するものは理事会に事前に申し出る。
- 3、会長は、理事の互選に基づき、総会の承認により選出される。
- 4、監査は、会長の指名に基づき、総会の承認により選出される。

第12条 役員の仕事は、以下の通りである。

- 1、役員の仕事は3年とし、再選を妨げない。
- 2、会長は理事の中から会長代理を指名する。

第13条 理事会は年1回以上これを開催し、本会の重要事項を決定する。

第14条 理事会の定足数は、理事総数の3分の2以上(委任状を含む)とし、理事会出席者の過半数により、議案を議決することができる。

第15条 総会は本会の最高議決機関であって、年1回これを開催する。以下の事項は、総会の議を経なければならない。

- 1、会務報告及び事業計画
- 2、会長、理事、監査の承認
- 3、予算と決算の承認
- 4、会則の改正
- 5、その他、理事会により特に重要と認められた事項

第16条 本会の会務を執行するために事務局を置き、その組織及び選出方法は以下の通りとする。

1、事務局長1名理事会の承認を経て会長が理事の中から委嘱する。任期は1年とし、再任を妨げない。

2、幹事若干名会長の承認を得て事務局長が会員の中から必要に応じて委嘱することができる。任期は1年とし、再任を妨げない。

第17条 本会に、年報編集委員会を置く。委員長は理事会の承認を得て会長を理事の中から委嘱する。任期は3年とする。

第18条 本会に、大会実行委員会を置く。

第19条 本会は必要に応じ、理事会のもとに各種の委員会を置くことができる。

第20条 本会の運営に必要な細則等は、理事会が定め総会に報告する。

第4章 会計

第 21 条 会計年度は 1 月から 12 月とする。

第 22 条 本会の予算案は理事会が編成し、総会の議決を経て成立する。

第 23 条 本会の会計決算は監査による会計監査を経て、総会において承認されなければならない。

第 5 章 会則の変更

第 24 条 会則の変更は理事会が提案し、総会の議決による。

附則

1、第 11 条の規定にかかわらず、本会設立時の会長には発起人代表、理事には発起人をもって充て、設立総会の承認を受けて就任する。任期は 2012 年の総会時までとする。

2、本会の事務局を以下に置く。

御池心理療法センター

代表平井正三

〒604-8187

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町 444 初音館 302

御池心理療法センター内

Tel&Fax：075-251-0350E-mail：office.jfpp@gmail.com

3、その他、必要な事項については理事会の審議による。

4、本会則は 2011 年 6 月 4 日より有効とする。

附則

1、2012 年 12 月 15 日一部改正

2、2015 年 6 月 13 日一部改正

3、2016 年 6 月 26 日一部改正

4、2018 年 6 月 17 日一部改正

5、2019 年 7 月 7 日一部改正

6、2020 年 6 月 28 日一部改正

附則

1、事務局は2015年4月1日に変更とする。

細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日本精神分析的心理療法フォーラム会則第19条に基づき、本会の運営を円滑にするため必要な事項を定める。

(会員入会の承認)

第2条 会員の入会は、希望する個人が所定の入会申込書を事務局に提出し、入会金の納入が確認された後に、理事会の議を経て、承認を行う。

(会員の権利)

第3条 会員は以下のことをその権利とする。

- 1) 日本精神分析的心理療法フォーラムへの参加
- 2) 本フォーラムの主催するワークショップ等への参加
- 3) 年報への投稿
- 4) 年報及びニュースレター等の受け取り

(総会構成員の資格)

第4条 総会の構成員は、当該総会の開催日の4週間前において前条に定める会員の資格を有する者とする。

(改正条項)

第5条 本細則の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

1、この細則は2011年6月4日より施行する。

附則

1、この改正細則は2012年12月15日より施行する。